

# 中央区 高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)

令和3(2021)年3月



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画の枠組み	
（1）計画の位置付け .....	1
（2）計画の期間 .....	2
（3）計画の推進体制と進捗管理 .....	2
2 保健・医療・福祉に関する国・都の状況	
（1）保健・医療・福祉を取り巻く状況 .....	3
（2）地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正 .....	4
（3）介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会） .....	4

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の人口・世帯の状況 .....	6
2 要介護・要支援認定等の状況 .....	9
3 認知症高齢者の状況 .....	13
4 日常生活圏域ごとの比較 .....	15
5 介護保険給付の状況 .....	17

## 第3章 高齢者施策の方向性

1 基本理念 .....	23
2 基本目標 .....	26
3 施策体系 .....	27
4 3年間の施策の方向性	
<b>目標1 健康づくり(介護予防)</b> 健康寿命を延伸するため、健康づくり(介護予防) と社会参加を推進します	
[現状と課題] .....	29
[施策の方向性]	
(1) 多様な健康づくりの推進 .....	30
(2) 健康管理と介護予防の支援 .....	33
(3) 社会参加・生きがいづくりの促進 .....	36
(4) 高齢者の就労支援 .....	39
<b>目標2 生活支援</b> 互いに支え合う地域づくりを推進します	
[現状と課題] .....	40
[施策の方向性]	
(1) 相談・支援体制の充実 .....	41
(2) 安心・見守り体制の拡充 .....	43

(3) 住民同士で支え合う生活支援サービスの充実 .....	46
(4) 避難行動要支援者対策の推進 .....	51
<b>目標3 認知症ケア 認知症ケアを推進します</b>	
[現状と課題] .....	53
[施策の方向性]	
(1) 認知症の相談・支援体制の充実 .....	54
(2) 認知症に関する普及・啓発の推進 .....	57
(3) 認知症の人を地域で支える体制の推進 .....	60
(4) 権利擁護の推進 .....	64
<b>目標4 医療 在宅療養の支援を推進します</b>	
[現状と課題] .....	68
[施策の方向性]	
(1) 安心・安全な医療の確保 .....	69
(2) 医療と介護の連携による在宅療養支援の推進 .....	71
(3) 在宅療養の普及・啓発 .....	73
<b>目標5 介護 介護サービスの充実と人材確保を推進します</b>	
[現状と課題] .....	75
[施策の方向性]	
(1) 在宅生活を支えるサービスの充実 .....	76
(2) 介護保険サービスの質の向上 .....	78
(3) 介護人材の確保 .....	81
(4) 家族介護者等への支援 .....	83
<b>目標6 住まい 安心して生活できる住まいの確保を支援します</b>	
[現状と課題] .....	85
[施策の方向性]	
(1) 安心・安全な住まいの整備促進 .....	86
(2) 快適な住まいと住環境を確保するための支援 .....	88
(参考1) 区内の介護施設等一覧 .....	90
(参考2) 区内の高齢者向け住宅一覧 .....	91

## 第4章 介護保険サービス等の実績と見込み

1 介護保険サービス量等の見込み	
(1) サービス量等推計および保険料決定の流れ .....	92
(2) 第1号被保険者数および要介護・要支援認定者数の実績と見込み .....	93
(3) 介護保険サービスの実績と見込み .....	95
(4) 地域支援事業の実績と見込み .....	104

2	介護保険料	
(1)	第7期介護保険事業の財政状況	111
(2)	介護サービス事業費等の実績と見込み	113
(3)	財源構成および第1号被保険者介護保険料	116
3	令和7(2025)年、令和22(2040)年の介護保険の状況	120

## 資料編

1	第7期計画期間の高齢者施策の取組状況と評価	121
2	地域ケア会議から見えてきた課題と提案	126
3	第5期中央区介護給付適正化計画	128
4	中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針(抜粋)	133
5	中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査結果	137
6	介護保険サービスの内容	154
7	計画策定までの検討経過等	159
8	中央区高齢者施策推進委員会委員名簿	161
9	中央区高齢者施策推進委員会設置要綱	162

### 3 施策体系

基本理念

基本目標

基本施策

主な事業

※【重】は重点事業

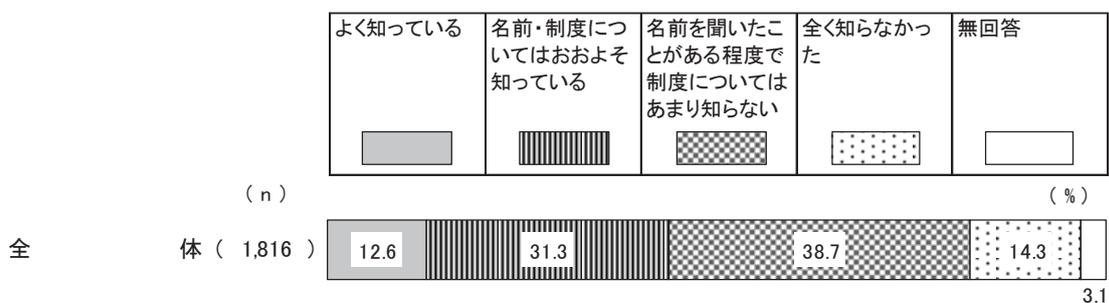
互いに支え合う地域づくり、安心して暮らすためのまちづくり

基本目標	基本施策	主な事業
<b>目標1 健康づくり（介護予防）</b> 健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します	(1) 多様な健康づくりの推進	①【重】中央粋なまちトレーニングの普及 ②健康づくりの普及・啓発 ③各種健康づくり教室・講座等の実施 ④「さわやか体操リーダー」および「元気応援サポーター」の育成・活用
	(2) 健康管理と介護予防の支援	①各種健康診査等 ②生活習慣病予防 ③「基本チェックリスト」、「フレイル予防健診の質問票」等による高齢者のフレイル予防や健康づくり支援 ④フレイル・認知症予防に向けた取組 ⑤【重】高齢者通いの場支援事業
	(3) 社会参加・生きがいづくりの促進	①【重】「退職後の生き方塾」の開催および活動支援 ②「元気高齢者人材バンク」登録者の活動支援 ③【重】セカンドライフ応援セミナー ④いきいき館の運営 ⑤高齢者クラブの活動支援 ⑥シニアセンターの活用 ⑦区民力レッジの開催 ⑧多世代交流の推進
	(4) 高齢者の就労支援	①シルバー人材センター ②無料職業紹介所シルバーワーク中央 ③高年齢者合同就職面接会 ④高齢者雇用企業奨励金
<b>目標2 生活支援</b> 互いに支え合う地域づくりを推進します	(1) 相談・支援体制の充実	①おとしより相談センターを核とした総合相談支援 ②【重】晴海おとしより相談センター（仮称）の整備 ③おとしより相談センターの適切な運営・評価 ④包括的相談支援体制の構築 ⑤高齢者サービスの普及・啓発
	(2) 安心・見守り体制の拡充	①民生・児童委員による「ひとり暮らし高齢者等調査」②【重】地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動 ③【重】協定締結事業者による見守り活動 ④一人暮らし高齢者等の安心・安全を支援する事業 ⑤認知症高齢者の見守りサービス ⑥行方不明高齢者検索ネットワーク ⑦ごみ・資源のふれあい収集 ⑧いきいき館の運営
	(3) 住民同士で支え合う生活支援サービスの充実	①高齢者通いの場支援事業 ②虹のサービス ③入退院時サポート ④暮らしの困りごとサポート ⑤【重】生活支援コーディネーターによる取組の充実 ⑥【重】地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用
	(4) 避難行動要支援者対策の推進	①家具類転倒防止器具の設置 ②「災害時地域たすけあい名簿」の配布 ③【重】避難行動要支援者支援体制の整備 ④福祉避難所の整備 ⑤介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備
<b>目標3 認知症ケア</b> 認知症ケアを推進します	(1) 認知症の相談・支援体制の充実	①【重】認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援 ②「認知症初期集中支援チーム」による支援 ③「認知症地域支援推進員」・「認知症支援コーディネーター」による認知症の方や家族等への相談支援 ④認知症疾患医療センターとの連携 ⑤認知症高齢者の見守りサービス ⑥高齢者通いの場支援事業 ⑦生活習慣病予防
	(2) 認知症に関する普及・啓発の推進	①認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用 ②認知症関連パンフレット等を活用した出前講座の開催等 ③認知症の方本人の発信支援および認知症の理解促進
	(3) 認知症の人を地域で支える体制の推進	①【重】認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援 ③地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動 ④協定締結事業者による見守り活動 ⑤認知症支援における地域ケア会議の活用 ⑥【重】行方不明高齢者検索ネットワーク
	(4) 権利擁護の推進	①成年後見制度の普及・啓発 ②成年後見制度の利用支援 ③【重】社会貢献型後見人等の養成および受任促進 ④区長申立ての実施 ⑤地域連携ネットワークの構築および中央区権利擁護支援推進協議会（仮称）の設置 ⑥高齢者虐待相談
<b>目標4 医療</b> 在宅療養の支援を推進します	(1) 安心・安全な医療の確保	①「かかりつけ医 MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布 ②地域医療体制整備のための医師会等との連携 ③休日等診療 ④在宅療養支援病棟の確保 ⑤医療対応の緊急ショートステイサービス ⑥特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成 ⑦災害時の応急救護体制の整備
	(2) 医療と介護の連携による在宅療養支援の推進	①在宅療養支援協議会の開催 ②医療・介護サービス従事者の多職種連携 ③【重】「医療と介護の関係者の交流の場」の開催 ④医療・介護サービス資源の把握および情報提供
	(3) 在宅療養の普及・啓発	①【重】区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催 ②在宅療養支援訪問看護事業 ③訪問歯科・薬剤管理サービスの普及・啓発
<b>目標5 介護</b> 介護サービスの充実と人材確保を推進します	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	①「小規模多機能型居宅介護」の周知・利用促進 ②「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知・利用促進 ③区独自の在宅サービスの提供 ④リハビリテーション提供体制のあり方の検討 ⑤ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供 ⑥緊急ショートステイ・ミドルステイサービスの提供
	(2) 介護保険サービスの質の向上	①【重】介護給付の適正化 ②介護事業所への実地指導の実施 ③【重】地域ケア会議の開催 ④介護保険地域密着型サービスの適切な運営 ⑤ケアマネジャーの支援 ⑥介護事業者の支援 ⑦介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備 ⑧福祉サービス第三者評価受審費用の助成 ⑨介護サービス相談員派遣事業
	(3) 介護人材の確保	①【重】介護職合同就職相談・面接会 ②【重】介護人材確保支援事業 ③【重】介護職員等宿舍借上支援事業 ④介護事業所の雇用・育成支援 ⑤ICTの利用促進 ⑥介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における担い手の育成支援 ⑦生活支援コーディネーターによる取組の充実 ⑧地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用
	(4) 家族介護者等への支援	①「介護者教室・交流会」の開催 ②就労介護者等を対象とした支援 ③介護事業者情報の提供 ④おとしより介護心援手当 ⑤介護者慰労事業 ⑥ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供 ⑦緊急ショートステイ・ミドルステイサービスの提供
<b>目標6 住まい</b> 安心して生活できる住まいの確保を支援します	(1) 安心・安全な住まいの整備促進	①シルバーピア等の供給 ②サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導 ③【重】認知症高齢者グループホーム等の供給誘導 ④高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の促進
	(2) 快適な住まいと住環境を確保するための支援	①住み替え相談 ②高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進 ③住宅設備改善給付 ④緊急通報システムの設置 ⑤家具類転倒防止器具の設置 ⑥耐震補強等のための支援

(4) 権利擁護の推進

- リーフレット等の活用により、成年後見制度の普及・啓発を推進し、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 成年後見制度の利用が必要な高齢者の早期発見・早期支援につなげるため、関係機関等と連携し、地域連携ネットワークを構築します。
- 社会貢献型後見人等を育成するため、養成研修やフォローアップ研修を実施して、担い手を養成するとともに、後見等の受任を促進します。
- 町会・自治会や高齢者クラブ等を対象とした消費生活講座等を開催し、消費生活全般や消費者トラブルの未然防止を図っていきます。
- 高齢者虐待防止法に定められる身体的虐待、ネグレクト、経済的虐待といった虐待について、区と関係機関が緊密に連絡をとりながら、虐待防止と適切な支援・連携が行われる体制の整備を推進していきます。

問：あなたは、「成年後見制度」について内容をどの程度ご存知ですか。



●約半数の人が成年後見制度を「あまり知らなかった」または「全く知らなかった」と回答している。

資料：中央区「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(令和元年度)

【施策を推進する主な事業】

	事業	内容
①	成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度の利用促進を図るため、ホームページやリーフレット、区内のイベント等において、成年後見制度の基本的な仕組みや申立費用・報酬助成制度の周知をしています。
②	成年後見制度の利用支援	誰もが成年後見制度を安心して利用できるようにするため、本人の意思を最大限尊重した適時適切な制度利用の促進、地域関係者と連携した相談体制の強化、支援方針の検討等への司法・福祉専門職の参加などを行っていきます。

	事業	内容
③	社会貢献型後見人等 <sup>13</sup> の養成および受任促進 ★重点	社会貢献型後見人等候補者を養成するため、養成研修、フォローアップ研修等を実施しています。また、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動の機会を増やすため、後見等の受任を促進していきます。
④	区長申立ての実施	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う配偶者がいない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施しています。
⑤	地域連携ネットワークの構築および中央区権利擁護支援推進協議会（仮称）の設置	本人および後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなるチームを相談機関、専門職、行政等が一体的に連携・協力して支援するため、地域連携ネットワークを構築します。区および成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、中核機関として、専門職による専門的助言等の支援の確保、地域連携ネットワークの運営および地域における連携・対応強化の継続的な推進を行います。 また、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に果たせるような体制づくりを進めるための合議体として、中央区権利擁護支援推進協議会（仮称）を設置します。
⑥	高齢者虐待相談	高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。また、ホームページ、パンフレット等による普及・啓発を通じて、幅広く区民、事業者等への理解を促進します。

★重点

事業	内容		
社会貢献型後見人等の養成および受任促進 新規	社会貢献型後見人等候補者を養成するため、養成研修、フォローアップ研修等を実施しています。また、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動の機会を増やすため、後見等の受任を促進していきます。		
3年間の事業目標（計画） <平成25（2013）年度からの延べ受任件数>	令和3年度（2021） 11件	令和4年度（2022） 12件	令和5年度（2023） 13件

※平成25（2013）年度から令和2（2020）年度までの延べ受任件数10件（令和2年12月末現在）

<sup>13</sup> 社会貢献型後見人等：親族や専門職ではないが、社会に貢献したいという意思があり、同じ区民として身近な立場で支援する成年後見人等。認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して成年後見活動を行う。活動にあたっては、成年後見制度の趣旨と内容を理解するため、区が実施する基礎講習を修了する必要がある。

### コラム：成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分のため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい人を後見人等が代理し、財産を管理したり必要な契約を締結したりして本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分となっているときに、家庭裁判所に申立てをすることにより、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、本人を代理して財産や権利を守り、本人を保護・支援する制度です。法定後見は、判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる者	本人、配偶者、4親等内の親族、区市町村長等		
同意または取り消すことができる行為	原則として全ての法律行為（日常生活に関する行為を除く。）	借金、相続の承認など民法第13条第1項に規定する行為のほか、裁判所が定める行為（日常生活に関する行為を除く。）	申立てにより裁判所が定める行為（民法第13条第1項に規定する行為の一部に限る。日常生活に関する行為を除く。）
代理することができる行為	原則として全ての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

わたしたちの活動  
事例を紹介します

成年後見支援センター  
「すてっぷ中央」

軽度の認知症がある 80 代の女性。夫の遺産を相続し今は一人暮らしです。

自宅に税理士を名乗る怪しい人物が出入りしていると、近隣住民からおとしより相談センターに情報が寄せられました。

おとしより相談センターから相談を受けた「すてっぷ中央」が本人の話聞いたところ、「よくわからずに通帳を預けてしまい、管理料を請求されたり、高額物件購入の話が進んでいたり…」との情報が得られました。

さらに、本人からは不信感や恐怖心を感じているとの話があったため、成年後見制度の利用を勧めました。成年後見人を選ぶにあたっては「自分を守ってくれるしっかりとした資格を持った人に支援してもらいたい」との希望があったため、「すてっぷ中央」から候補者として弁護士を紹介し、本人が家庭裁判所への提出書類の作成を弁護士に依頼しました。

その弁護士が財産管理など本人を法律的に支援する補助人に就任したことで、財産管理が適切に行われるようになり、本人に管理料も払い戻され、高額物件購入も断ることができました。福祉サービスの利用手続も補助人が行ってくれたため、ヘルパーの支援を受けながら、自宅で安心して生活を送ることができています。

